計画書

陸前高田都市計画被災市街地復興推進地域の変更(陸前高田市決定) 陸前高田都市計画陸前高田地区被災市街地復興推進地域を次のように変更する。

名 称	陸前高田地区被災市街地復興推進地域
1	
	陸前高田市高田町字洞の沢、字大石沖、字曲松、字
	下和野、字砂畑、字裏田、字長砂、字大石、字川原、
	字寒風、字森の前、字荒町、字本宿、字馬場前、字大
	町、字中宿、字並杉、字馬場、字館の沖及び字本丸並
	びに字中川原、字古川、字中田、字栃ヶ沢、字西和野、
	字中長砂、字鳴石、字中和野、字東和野、字太田、字
位置	山苗代、字下宿及び字大隅の各一部
	陸前高田市気仙町字三本松、字町及び字的場並びに
	字神崎、字奈々切、字荒川、字中堰、字田の浜、字荒
	川沢、字砂盛、字丑沢、字中井、字木場、字中ヶ谷、
	字土手影、字川口、字内野、字垂井ヶ沢、字町裏、字
	愛宕下、字中瀬及び字小渕の各一部
	陸前高田市米崎町字沼田及び字地竹沢の各一部
区域	計画図表示のとおり。
区域の面積	約626.5ha
緊急かつ健全な復興を図る	当地区では、津波被害を受けた市街地の緊急かつ健
ための市街地の整備改善の	全な復興を図るため、土地区画整理事業等による建築
方針	物又は建築敷地の整備及びこれらと併せた基盤施設等
	の整備により、市街地の安全な場所への移転、被災地
	の地盤のかさ上げ、これらと併せた道路網の構築等を
	行い、安全な市街地の形成を図る。
被災市街地復興特別措置法	
第7条の規定による制限が	平成25年3月10日
行われる期間の満了の日	

## 理由

本地域は東日本大震災により地域内の建物の大部分が壊滅的な被害を受けるとともに、地 盤沈下による冠水被害も発生しており、早期の復興が必要であることから、復興に当たり土 地区画整理事業を実施するため、その区域に合わせて区域を変更するものである。